

2019年「太陽と緑の週」休日調査の集計結果について

日本労働組合総連合会新潟県連合会

I. 調査の概要

①調査の目的

本調査は、連合新潟加盟組合の4月末から5月初旬にかけての休日を明らかにし、この期間を「太陽と緑の週」として定着させるとともに、連続休暇取得のための足掛かりとすることを目的としています。

②調査対象組合

連合新潟加盟組合の民間232組合(運輸・ハイタク・流通関係を除く)を対象としました。

③調査・集計

往復はがきによるアンケート方式で、2019年3月に実施しました。3月31日までに回答のあった153組合(回収率65.9%)のうち、各項目で集計可能な組合の結果は以下のとおりです。

1. 「太陽と緑の週」休日調査集計(4月27日(土)から5月6日(火)の10日間)

(1)業種別集計

業種	調査対象組合数	回答組合数	4/27(土)	4/28(日)	4/29(月) 昭和の日	4/30(火) 退位の日	5/1(水) 即位の日	5/2(木) 国民の休日	5/3(金) 憲法記念日	5/4(土) みどりの日	5/5(日) こどもの日	5/6(月) 振替休日	平均休日数
鉱業	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	10.0
建設業	18	10	10	10	9	9	9	9	10	10	10	9	9.5
製造業	163	115	78	112	100	89	102	96	114	114	115	94	8.8
電気・ガス・熱供給・水道業	12	6	5	6	6	5	6	5	6	6	6	6	9.5
情報通信業	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	10.0
金融・保険業	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10.0
不動産業	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10.0
医療・福祉	13	7	6	7	7	5	7	5	7	7	7	7	9.3
複合サービス業	5	2	0	2	2	2	2	1	2	2	2	2	8.5
サービス業・その他	14	7	2	6	3	4	5	5	4	5	6	5	6.4
計	232	153	107	149	133	120	137	127	149	150	152	129	8.8

(2)規模別集計

規模	調査対象組合数	回答組合数	4/27(土)	4/28(日)	4/29(月) 昭和の日	4/30(火) 退位の日	5/1(水) 即位の日	5/2(木) 国民の休日	5/3(金) 憲法記念日	5/4(土) みどりの日	5/5(日) こどもの日	5/6(月) 振替休日	平均休日数
1000人以上	31	23	20	22	22	22	22	21	23	23	23	20	9.5
300人～999人	46	30	26	28	26	24	29	27	30	30	30	27	9.2
100人～299人	75	56	38	56	49	41	48	44	54	54	56	46	8.7
99人以下	80	44	23	43	36	33	38	35	42	43	43	36	8.5
計	232	153	107	149	133	120	137	127	149	150	152	129	8.8

(3)過去の平均休日数の推移(単位:日)

2019年	2018年	2017年	2016年	2015年	2014年	2013年	2012年	2011年	2010年	2009年	2008年	2007年	2006年	2005年	2004年	2003年	2002年	2001年	2000年
8.8	6.8	6.9	7.1	6.7	7.1	7.6	6.9	7.1	5.9	6.2	7.6	7.5	7.5	7.0	6.0	6.9	7.6	7.4	7.6

(4)連休パターン(10～3連休のパターン)

	4/27(土)	4/28(日)	4/29(月) 昭和の日	4/30(火) 退位の日	5/1(水) 即位の日	5/2(木) 国民の休日	5/3(金) 憲法記念日	5/4(土) みどりの日	5/5(日) こどもの日	5/6(月) 振替休日	該当組合数	比率	(参考) 昨年度	該当組合数	比率	
10連休	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	74	48.4%				
10連休合計												74	48.4%	10連休		
9連休	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	39	25.5%		31	20%	
9連休合計												39	25.5%	9連休	31	20%
8連休	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	0.7%				
8連休合計												1	0.7%	8連休	4	2.6%
7連休	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	0.7%				
7連休合計												1	0.7%	7連休	0	0%
6連休	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	4	2.6%				
6連休合計												5	3.3%	6連休	1	0.6%
5連休	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	0.7%				
5連休合計												6	3.9%	5連休	2	1.3%
4連休	△	○	○	△	○	○	○	○	○	○	10	5.2%				
4連休合計												21	13.7%	4連休	101	65.2%
3連休	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	0.7%				
3連休合計												3	2.0%	3連休	2	1.3%
○=休日 △=休日/出勤日のいずれか 空白=出勤																
10～3連休合計												150	98.0%	9～3連休	141	91.0%

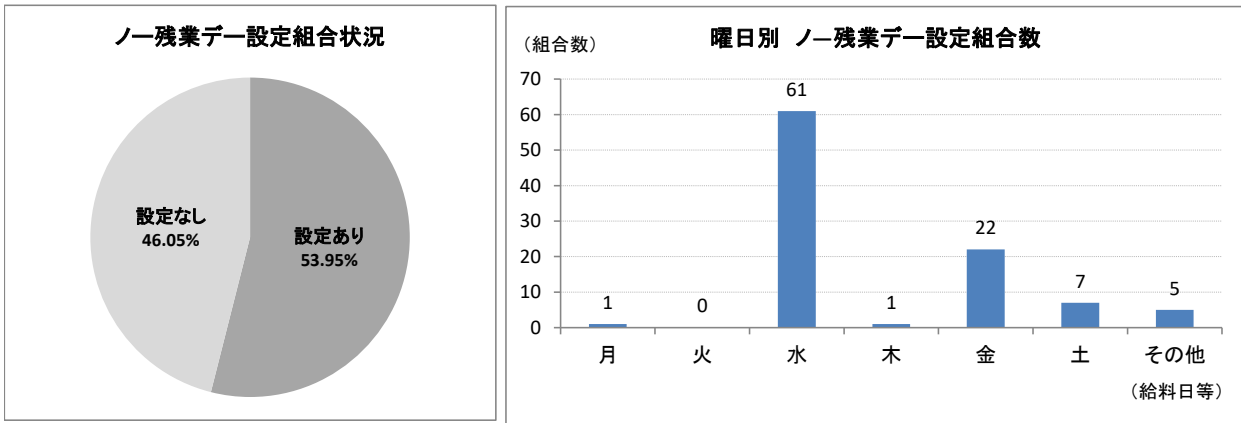
※ 調査の概要

- 今年のGWは新天皇即位に伴い、4月27日～5月6日までの10連休となる組合が多く、昨年よりも休日が増え、今回の調査の平均休日数は8.8日でした。日数で最も多かったのは「10連休」で74組合、続いて「9連休」で39組合で10連休と9連休を合わせると全体の74%を占めました。
- 規模別では、1,000人以上の組合の休日が一番多く、1000人以上で9.5日で規模が小さくなるほど休日が少なくなっています。
- 業種別では、サービス・その他の業種が6.4日と少なくなっていますが、それ以外の業種は8.5日～10日と多くなっています。
- 今年のメーデー(5月1日)は祝日ということもあり休日の組合は136組合で全体の89%でした。

◎ノー残業デーの設定状況

(複数曜日設定あり)

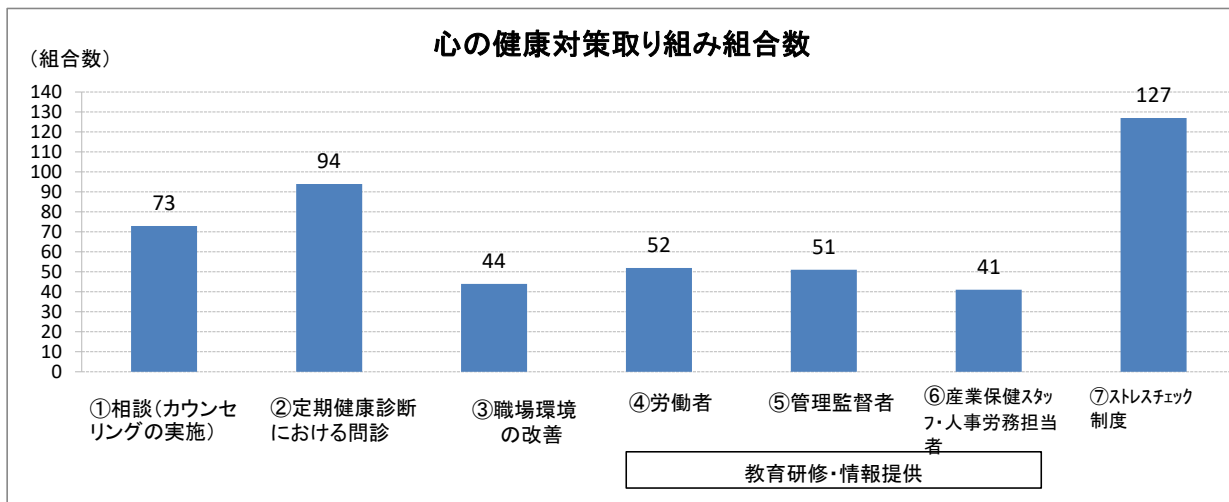
	月	火	水	木	金	土	その他	設定あり	設定なし
ノー残業デー設定組合数	1	0	61	1	22	7	5	82	70



◎心の健康対策(メンタルヘルス)への取り組み状況

(複数回答)

	取り組みあり	①相談(カウンセリングの実施)	②定期健康診断における問診	③職場環境の改善	教育研修・情報提供			⑦ストレスチェック制度	取り組みなし
					④労働者	⑤管理監督者	⑥産業保健スタッフ・人事労務担当者		
取り組み組合数	147	73	94	44	52	51	41	127	6



Ⅱ. 今後の取り組みと課題

①ワーク・ライフ・バランスという理念を実践に移す一つ的手段として、連合がめざす年間総実労働時間1,800時間の実現のためにも夏季(お盆)休暇や年末年始、『太陽と緑の週』を労使協議などを行うことにより、計画年休制度や、長期休暇制度を活用して長期連休とすることが重要です。合わせて働き方改革関連法のひとつとして、2019年4月から年次有給休暇の取得促進のためのルールが施行されます。この制度も加えて、より多くの年次有給休暇を取得しましょう。

②所定外労働は臨時、緊急の時にのみ行うものです。労働時間に関する意識の改革とともに、『ノー残業デー』の導入・拡充等による所定外労働時間の削減を図ることが重要です。今回の調査では、53.9%(昨年調査52.3%)の労働組合で『ノー残業デー』が設定されており、その内74.4%が水曜日を『ノー残業デー』としています。理由の多くは週の中で心身をリフレッシュし仕事にメリハリをつけ業務効率の向上をはかる狙いがあるものと思われます。

③心の健康対策(メンタルヘルス)は、96.1%(昨年調査93.5%)となり、平成30年12月に施行された改正労働安全衛生法に基づきストレスチェック制度が導入されたことにより、9割以上の組合が取り組みありとなりました。労働者の健康の保持増進のためにも、メンタルヘルスクエアの実施と、疲労を蓄積させない又は疲労を軽減させるような労働時間等の設定も重要です。

④今年のメーデーは祝日の為、休日の組合が多いですが、連合は、メーデーの休日化の運動を引き続き進め、各組合でも5月1日が休日となるように引き続き取り組みを進めることとします。